

○桑折町狩猟免許等取得・更新費補助金交付要領

(令和8年4月1日)

第1 目的

この要領は、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマなどの有害鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を確保し、農作物等への被害及び人的被害防止を図り、農業の振興及び農業経営の安定に寄与することを目的とする。

第2 補助対象者

補助金の交付対象者は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 桑折町に住所を有する者
- (2) 農作物被害防除のため有害鳥獣捕獲活動等に貢献することができる者
- (3) 過去に狩猟免許等の取消しを受けたことがない者

第3 補助対象経費

補助の対象となる経費は、当該年度に狩猟免許等取得に要した経費のうち次に掲げるものとする。

1 狩猟免許取得事業

- (1) 福島県猟友会が主催する狩猟免許講習会受講料
- (2) 狩猟免許試験申請手数料

2 鉄砲所持許可支援事業

- (1) 猟銃等所持許可申請手数料

第4 補助金額

補助金額は、桑折町農林業振興事業補助金交付要綱（平成10年訓令第29号以下「要綱」という。）第2条の定めるところにより、補助対象経費全額とする。

第5 補助金の交付申請

補助金の交付申請については、狩猟免許の取得後、桑折町補助金等の交付等に関する規則(昭和56年桑折町規則第7号。以下「規則」という。)第4条の定めるところにより、交付申請書（規則第1号様式）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 取得した狩猟免許の写し
- (4) 補助対象経費の領収書の写し

第6 補助金の交付決定及び通知

補助金の交付の決定については、規則第5条の定めるところによる。

第7 補助金の実績報告及び額の確定

第5の補助金の交付申請は、規則第13条に規定する実績報告の手続きと合わせるものとする。また、第6の交付決定及び通知は、規則第14条に規定する補助金等の額の確定及び通知の手続きと合わせるものとする。

第8 補助金の請求

補助金の請求は、要綱第11条の定めるところによる。

第9 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

なお、桑折町狩猟免許取得事業補助金交付要領（令和2年4月1日制定）は、令和8年3月31日限り、廃止する。

別記様式(第5 関係)

令和 年 月 日

桑折町長様

住所

氏 名

印

電話番号

桑折町狩獵免許等取得・更新費補助金交付申請書

令和 年度において別紙により事業を実施したいので、桑折町補助金等の交付等に関する規則第4条の規定により補助金 円を交付されたく申請します。

別記様式(第 5 関係)

事業計画書
(事業実績書)

1 事業の目的

2 経費の配分と負担区分

区 分	総 事 業 費	負 担 区 分			補助事業に該 当する事業費	摘要
		町補助	本人負担			
狩 猟 免 許 取得事業						

3 事業完了 年 月 日

添付書類

- ・ 取得した狩猟免許の写し
- ・ 補助対象経費の領収書の写し

別記様式(第 5 関係)

収 支 予 算 書
(収 支 清 算 書)

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (減の場合は▲を付し記載)	摘要
合計				

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)		前年度予算額 (本年度予算額)		比較増減 (減の場合は▲を付し記載)		摘要
		うち補助対象額		うち補助対象額		うち補助対象額	
合計							